

## 商標審査基準たたき台（案）（4条1項12号、18号、4条3項）

## 商標法4条1項12号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 352 1099 384">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="192 384 1111 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="226 389 1077 421">他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)</p> <p data-bbox="226 421 1077 453">と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 528 1099 592">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（<u>縮尺のみ異なるものを含む。</u>）に限る。</p> <p data-bbox="215 592 1088 655"><u>なお、本号の規定に該当しないと判断される場合でも、第4条第1項第15号の規定に該当する<u>場合がある。</u></u></p>	<p data-bbox="1144 352 2063 384">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="1155 384 2074 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1189 389 2040 421">他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)</p> <p data-bbox="1189 421 2040 453">と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1144 528 2063 799">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（相似形を含む。）に限る。登録防護標章と類似の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務に使用するもの、又は、登録防護標章と同一の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務と類似の商品又は役務に使用するものは、本号の規定に該当せず、第4条第1項第15号の規定に該当するものとする。</p>

## 商標法4条1項18号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 284 1115 309">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="192 316 1115 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="226 320 1115 414">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="192 456 1115 608" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="203 461 371 486">商標法施行令</p> <p data-bbox="203 493 1115 592">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="181 647 584 673">1. 本号を適用する場合について</p> <p data-bbox="226 679 1115 884">商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="181 924 719 949">2. 商品等が「当然に備える特徴」について</p> <p data-bbox="203 957 1115 1023">商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="203 1029 495 1054">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="203 1061 1115 1126">(ア) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="203 1133 1115 1198">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="203 1204 651 1230">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="203 1236 539 1262">次の(ア)及び(イ)を確認する。</p> <p data-bbox="203 1268 1115 1334">(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="203 1340 1115 1406">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。</p>	<p data-bbox="1155 284 2085 309">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="1167 316 2085 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1200 320 2085 414">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="1167 456 2085 608" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1178 461 1335 486">商標法施行令</p> <p data-bbox="1178 493 2085 592">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="1155 647 2085 852">1. 商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="1155 956 2085 1021">2. 商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 1027 1469 1053">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="1178 1059 2085 1125">(イ) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1131 2085 1197">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1203 1626 1228">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="1178 1235 1514 1260">次の(イ)及び(ロ)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 1267 2085 1332">(イ) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1339 2085 1404">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。</p>

(3) 音商標について

次の(ア)及び(イ)を確認する。

(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。

(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。

(4) 上記(1) (イ)、(2) (イ)又は(3) (イ)を確認するにあたっては、下記(ア)及び(イ)を考慮するものとする。

(ア) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。

(例)

① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。

② 人工的に付加された音であるか否か。

(イ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

(3) 音商標について

次の(イ)及び(ロ)を確認する。

(イ) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。

(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。

(4) 上記(1) (ロ)、(2) (ロ)又は(3) (ロ)を確認するにあたっては、下記(イ)及び(ロ)を考慮するものとする。

(イ) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。

(例)

① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。

② 人工的に付加された音であるか否か。

(ロ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

## 商標法4条3項

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準												
<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>												
<p>1. 第4条第1項各号の判断時期について</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第7号、第9号、第11号、第12号、第14号、第16号又は第18号に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>(2) 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならない。</p> <p>2. 国際商標登録出願等における「商標登録出願の時」について</p> <p>国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当するか否かの判断時期となる「商標登録出願の時」とは、以下のとおりとする。</p>	<p>3. 上記以外の第4条第1項各号の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>1. 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならないものとする。</p> <p>2. 国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であるか否かの判断時期となる商標登録出願の時とは、以下のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 802 663 868">出 願</th> <th data-bbox="663 802 1126 868">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 868 663 933">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 868 1126 933">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 933 663 1377">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 933 1126 1377"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 802 1626 868">出 願</th> <th data-bbox="1626 802 2089 868">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 868 1626 933">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 868 2089 933">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 933 1626 1377">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 933 2089 1377"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p>
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p>												
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登</p>												

	録出願の日が異なる場合がある		録出願の日が異なる場合がある
第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日

【第22回商標審査基準WGの議事次第に掲載されていない商標審査基準について】

- 以下（1）及び（2）については、特にユーザー等から改訂の要望はなく、また、構成面から見直しすべき点も見当たらないため、改訂の必要がないと考えられる。
  - 第3条 第4条第1項全体
  - 第17条 附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条（書換）
- 以下については、適用が考えられる係属中の案件がないため、今後、掲載の必要がないと考えられる。

第19条 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）附則第7条及び第8条（特例小売商標登録出願）